地域会議公募委員を募集します

~地域のまちづくりに参加しませんか~

豊田市では、地域の皆さんの意思を市の事業に反映し、地域の課題に対して地域の方が自ら 取り組むために「地域自治システム」を導入しています。地域の課題や解決策を検討する機関 「地域会議」の第11期地域会議公募委員を募集します。

今回募集する委員の任期は、令和8年4月からの2年間です。

地域自治システムとは

豊田市では地域自治システムが導入されています。 豊田市といっても地域によって問題はさまざま。



地域会議に参加するためにはどうするの?

豊田市内には中学校区ごとに28の地域会議が 設置されています。どなたでも、お住いの地域の 地域会議委員にご応募いただけます。応募要件等、 詳細は裏面をご確認下さい。なお、地域会議は、

地域会議とは

地域の「未来(目指す姿)」 について地域住民が主体と なって話し合う会議です。

具体的役割

- ・市長から市の施策等について 意見を求められた際に地域 会議で話し合い、回答します (諮問答申)
- ・地域課題に関する意見交換を 行い、市長へ伝えます(提言)

地域会議委員の定数と任期

定数:20人以内 任期:2年(再任可)

地域会議委員の選任方法

各地域会議の区域内の住民で、 以下の中から市長が選任

- ・公共的団体から推薦された方
- ・識見を有する方
- ・公募に対し応募された方

令和7年度は下記スケジュールで 各地域会議を開催しています。

●竜神:毎月第4火曜日午後6時~

●若林:毎月第4金曜日午後7時~

●前林:毎月第3金曜日午後7時~

応募資格

竜神・若林・前林・若園の各中学校区に住所を有する方。ご自分がお住いの中学校区の地域会議にご応募いただけます。

※区域が分からない時は高岡支所へご相談ください。

募集人数

若干名(地域会議の総委員数は20人以内です。)

選考方法

以下により選考します。応募者が募集人数以下でも、審査を実施します。

(1)小論文審査

課題 :『私が思う住みよいまち』

(2)面接審査

12月中旬に実施予定

※詳細は、応募者に後日通知します。

選考結果の通知

選考結果は、令和8年1月下旬から2月上旬までの間に応募者全員に郵送で通知します。

その他

- (1)委員は、地方公務員法による非常勤特別職になりますので、委員の地位を 利用した選挙運動などが制限されます。
- (2)委員は、各中学校区の区域内に住所を有しなくなったときは、失職します。

応募方法

- ◆応募用紙に必要事項を記入の上、豊田市役所高岡支所に持参、郵送、FAX、メール のいずれかの方法で提出してください。
- ◆小論文は選考審査の対象になりますので、必ず提出してください。
- ◆持参以外で提出したときは、下記の提出期限までに電話等で応募用紙が届いて いるかを必ず確認してください。
- ◆応募用紙は、高岡支所で準備しています。 豊田市のホームページからもダウンロードすることができます。
- ◆受付は、平日の午前8時30分~午後5時15分です。土、日、祝日は受付ができませんのでご注意ください。

 - ■提出先·問合せ 豊田市 地域活躍部 高岡支所

住所:豊田市高岡町長根51 高岡コミュニティセンター内

TEL:53-2694 FAX:53-3516 takaoka-shisho@city.toyota.aichi.jp